

第2章 情報化をめぐる動向

1 社会的背景

(1) ネットワークインフラの進展

わが国におけるブロードバンドネットワークについては、世界で最も低廉な料金で高速なサービスが提供され、平成16年12月末時点で1,866万人、人口比14.6%、世帯比37.4%がインターネット接続によるブロードバンドを利用しています。

モバイル（携帯電話）によるインターネット接続サービスも着実に普及し、平成16年12月末時点で7,503万人、人口比58.8%、世帯比150.5%となり、携帯電話端末は電子メール、写真・動画伝送、決済等の機能を有する総合的情報通信端末になりつつあります。

また、平成15年12月からは三大都市圏において地上デジタルテレビジョン放送が開始され、これまでの地上アナログテレビジョン放送は、平成23年（2011年）7月までに地上デジタルテレビジョン放送へ移行することが決定されています。このデジタル化により、テレビの高画質や高音質化をはじめ、車やバス等の移動受信における聴視の安定性やモバイル端末（携帯電話、カーナビ等）を利用した新しい放送サービス及びインターネットとの接続による双方向サービスも可能となることから、テレビという最も身近なインターフェースの登場が、新たなネットワークの展開を広げるものと期待されています。

一方、公共分野においても、住民基本台帳ネットワークシステムの本格的な稼働、公的個人認証サービスの開始など、電子政府・電子自治体構築のための基盤整備が進展しています。

さらに、情報通信分野における技術について、モバイル端末や情報家電等の端末技術、電子タグ・センサー等の研究開発、実証実験及び標準化が進められています。

このように、人やものの状況をリアルタイムに把握可能となることで、今後のネットワークインフラは、いつでも、どこでも、何でも、だれでもがネットワークに接続され、情報の自在なやりとりを行うことのできるユビキタスネットワークの実現に向かいつつあります。

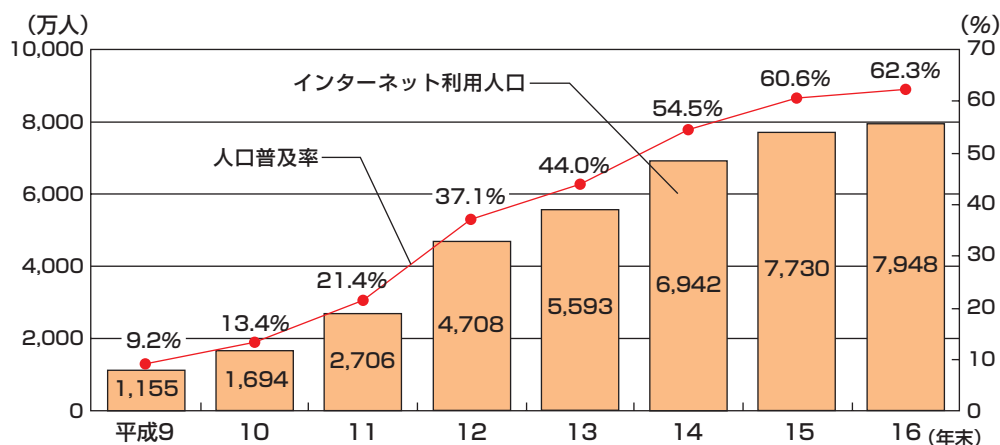
(2) ライフスタイルの変化

インターネット利用者は、平成16年末現在で7,948万人に達し、人口普及率は対前年比1.7ポイント増の62.3%と、インターネットは私たちの日常生活に深く浸透しつつあります。

場所や時間に制約されず、多様な端末からビジネスに関する情報や生活に密着する情報、娯楽情報などを収集し、またその時間も長時間化するなど、インターネットは利便性や迅速性等の観点から情報の収集や検索に必要な不可欠な手段となっています。

さらに、情報収集機能のみでなく、オンラインショッピングやホテル・チケットの予約サービス、ICカードの利用による新たなサービスの浸透により、ICTは私たちのライフスタイルをさらに変えようとしています。

インターネットの利用人口及び人口普及率



- ※ 1 上記のインターネット利用人口は、パソコン、携帯電話・PHS・携帯情報端末、ゲーム機・TV機器等のうち、1つ以上の機器から利用している6歳以上の者が対象
- ※ 2 平成16年末の我が国の人口普及率(62.3%)は、本調査で推計したインターネット利用人口7,948万人を、平成16年10月の全人口推計値1億2,764万人(国立社会保障・人口問題研究所「我が国の将来人口推計(中位推計)」)で除したものの(全人口に対するインターネット利用人口の比率)
- ※ 3 平成9～12年末までの数値は「情報通信白書(平成12年までは通信白書)」より抜粋。平成13～16年末の数値は、通信利用動向調査の推計値
- ※ 4 推計においては、高齢者及び小中学生の利用増を踏まえ、対象年齢を年々拡げており、平成12年末以前の推計結果については厳密に比較出来ない(平成11年末までは15～69歳、平成12年末は15～79歳、平成13年末から6歳以上)

出典：平成17年版 情報通信白書

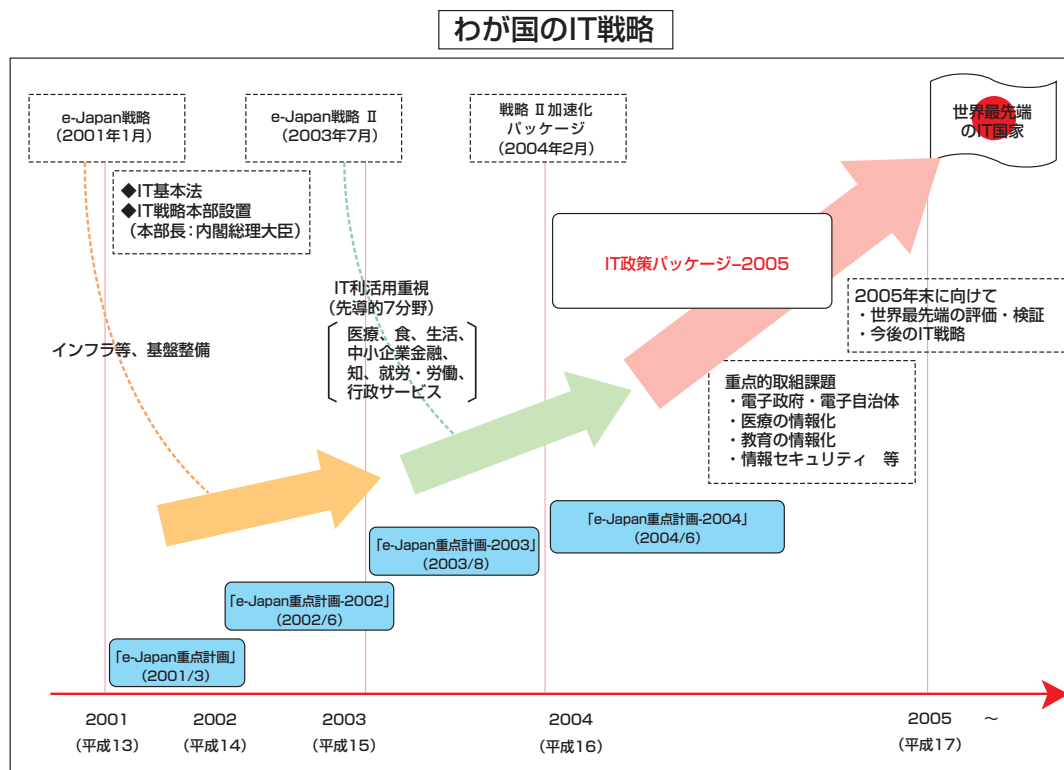
2 国・県の動向

(1) 国の情報化戦略

政府は、平成13年1月に高度情報通信ネットワーク社会推進本部（IT戦略本部）を設置し、「5年以内（2005年）に世界最先端のIT国家になる」ことをめざした《e-japan戦略》を策定、特にインフラ面に焦点をあてナローバンドからブロードバンドへの移行（超高速ネットワークインフラ整備）を推進してきました。この結果「高速インターネットを3,000万世帯に、超高速インターネットを1,000万世帯に」という利用環境整備の目標が達成されつつあるとの認識のもと、第2期のIT利活用の拡大へと戦略を進化させるため、平成15年7月には《e-japan戦略Ⅱ》が策定されました。

このe-japan戦略Ⅱでは、インフラ面に関しては「次世代情報通信基盤の整備」としてブロードバンドの面的な拡大を図りつつも、利活用面に大きくシフトし、国民にとって身近で重要な7分野「医療、食、生活、中小企業金融、知、就労・労働、行政サービス」における先導的な取り組みを提示し、「2006年以降も世界最先端であり続けることをめざす」とされています。

また、IT戦略本部は、平成17年2月に《IT政策パッケージ-2005》を策定し、行政サービス、医療、教育等国民に身近な分野を中心とした取り組みをさらに強化するとともに、この政策パッケージの早急な実行により、ICTの利活用を一層進め、国民がICTによる変化と恩恵を実感できる社会の実現が推進されています。



出典：平成17年版 情報通信白書

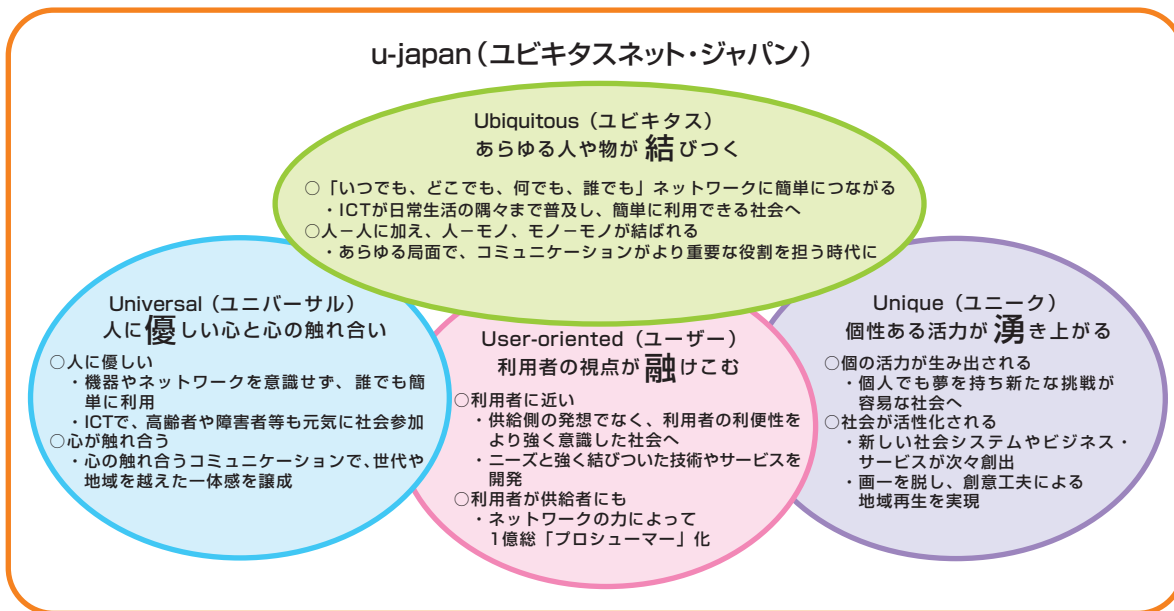
一方、総務省では、平成16年3月「ユビキタスネット社会の実現に向けた政策懇談会」を設置し、e-japan戦略・戦略「をはじめとしたICT政策により課題が解決された平成22年（2010年）の社会像として《u-japan（ユビキタスネット・ジャパン）》を定義し、その実現のための政策パッケージとして、同年12月に《u-japan政策》を取りまとめています。

u-japanは、「ユビキタス（あらゆる人やものが結びつく）」「ユニバーサル（高齢者等でも簡単に利用できる）」「ユーザー中心（利用者の視点が融けこむ）」「ユニーク（個性ある活力が湧き上がる）」の4つの理念を掲げており、特にその中心となるのが「ユビキタス」です。同政策は、「ユビキタスネットワークの整備」「ICT利活用の高度化」「ICT利用環境の整備」の3つを基本軸として、わが国の将来像に向けての戦略を展開していきます。

さらに、平成17年7月には、「全国均衡のあるブロードバンド基盤の整備に関する研究会」の最終報告である《次世代ブロードバンド構想2010》により、2010年を目標年次としたブロードバンド基盤の全国的整備に向けた課題や方策等が取りまとめられ、総務省では、これらの内容に基づく情報化戦略について、引き続き検討を進めていくこととしています。

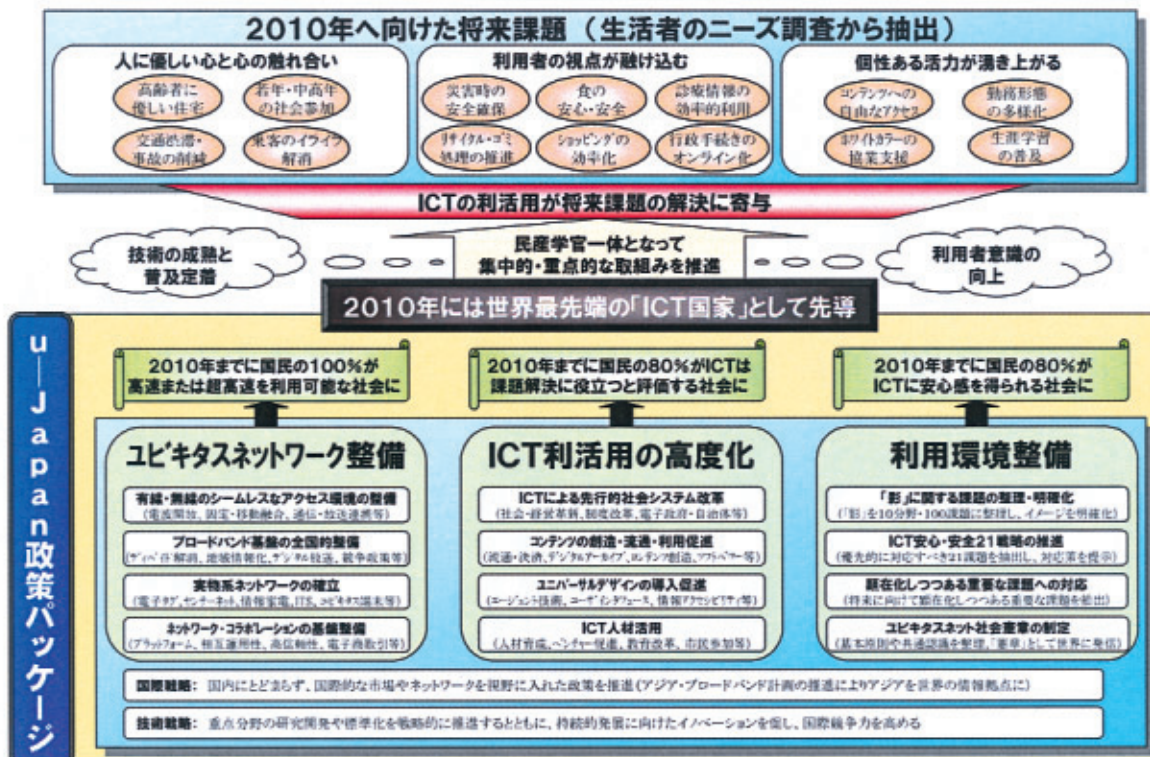
u-japanの理念

u-japan (ユビキタスネット・ジャパン)



(出典) 総務省「ユビキタスネット社会の実現に向けた政策懇談会最終報告書」

u-japan 政策パッケージの全体像



(2) 県の取り組み

高度情報通信社会の進展に対する香川県の取り組みとしては、平成12年4月に「香川県高度情報化推進委員会」を設置し、本県の高度情報化全般についての全庁的な審議・調整が図られています。その後、情報化施策の総合的かつ計画的な推進を目的として、平成13年8月に「かがわITみらいプラン（香川県新世紀高度情報化推進計画）」が策定されています。

本県のインフラとしては、民間通信事業者による光ファイバー網の整備などが比較的進んでおり、ブロードバンドサービスの世帯普及率は、平成16年度末現在で33.2%（対前年比7.4ポイント増）と年々増加傾向を示しています。また、CATVサービスの普及状況についても、平成17年9月時点で12万世帯に達し、世帯普及率は31.5%となり、平成16年度末現在と比較して0.8ポイントの増となっています。

県では、平成17年3月に策定した県政運営の基本指針である「香川県新世紀基本構想後期事業計画（2005－2010）」において、高度情報化の推進施策として、「くらしの高度情報化」「産業振興のための高度情報化」「行政の高度情報化」「情報通信基盤の整備」の4本の柱を掲げており、今後の戦略的・重点的な事業展開を図ることとしています。

